

平成 26 年度

事業計画書

自 平成 26 年 4 月 1 日

至 平成 27 年 3 月 31 日

公益社団法人 京都府医薬品登録販売者協会

平成 26 年度 事業計画

自 平成 26 年 4 月 1 日

至 平成 27 年 3 月 31 日

基本方針

急進展する医学、薬学の進歩、又少子長寿化社会への突入を迎え、登録販売者の置かれている社会的責務の重大性を十分に認識し、安全・安心な医薬品販売業者としての責務を全うする為、取り扱う医薬品等についての十分な知識を習得すると共に、順次、開発・販売される医薬品についてもまた十分に研修し、生涯教育の実を挙げ、一致協力して、次に掲げる協会の基本方針を忠実に実行しなければならない。

即ち、協会の公共性と社会的地位の向上を図る為、薬事に関する知識の普及啓発を行うと共に、平成 25 年 4 月 1 日に認定された公益社団法人としての自覚をもって、職能団体としての登録販売者の地位を向上させる活動を行い、さらに、登録販売者の職能を通じて府民の保健衛生の向上と薬業の進歩発展に寄与することを目的とする。

事業計画

1. 登録販売者の資質及び職能の向上に関する事業(公益目的事業1 - 1)

(1) 全日本医薬品登録販売者協会統一薬事講習会

全日本医薬品登録販売者協会が厚生労働省の後援により、都道府県毎に行なう講習会を、さらに内容を充実し、京都府・京都市と協力して、会員・非会員問わず全ての登録販売者の資質の向上を図る。

(事業内容) 9月、京都市内に於いて実施(90分)

講師： 厚生労働省技官
京都府薬務課係官
京都市生活衛生課係官
学識経験者

(2) 基準講習会等

都道府県並びに政令指定都市主催の基準講習会を、京都府薬務課、京都市生活衛生課と協力し、登録販売者の資質の向上を図る。生活の高度化並びに多様化する消費者ニーズに対応する為、登録販売者として必要な薬事・薬学等の知識の向上を図るため、医学・薬学・生理学等の専門の講師を招き、より高度な講習会を開催する。

(事業内容) 5月、京都市内に於いて実施(90分)

講師： 京都府薬務課係官
京都市生活衛生課係官
学識経験者

(3) 登録販売者生涯学習研修会

全日本医薬品登録販売者協会研修委員会と学識経験者とで作成された、全国統一のカリキュラムで行なう研修会で専門性を高め、副作用等の情報伝達を徹底し、生活者のセルフメディケーションを補助し、地域のヘルスナビステーションとして寄与するために年6講座(540分)を開催する。

講師： 学識経験者

(4) 消費者のための講習会および女性部研修事業

地域の消費者に向けてのセンターを活用した消費者講習会を開くなど、医薬品の販売を通じてより一層府民の健康増進に寄与するものとする。

さらに、女性部が専門知識の蓄積向上に努める為、特別研修会を実施する。

講師： 学識経験者

(5) 店舗の自主点検と巡回指導による医薬品等の有効性、安全性の確認事業

店舗の設備、医薬品等の管理状況等を自主的に調査し、全店が府民にとって安心・安全な医薬品の供給者たるよう資格者全員が意識向上に努める。自主点検票作成にあたっては、京都府薬務課の指導を仰ぎ、登録販売者には回答を義務付けている。また、本年も店舗を有しない登録販売者への項目を加えて実施したい。

さらに、理事・支部長を指導員とし、巡回指導にあたり、医薬品等が適正に管理され正

しく販売されるよう充分なる指導に努め資質の向上を図る。なお、結果は京都府薬務課、京都市生活衛生課に例年通り報告する(各保健所への届けている)。

2. 医薬品の適正使用に関する啓発及び知識の普及事業(公益目的事業1-2)

(1) 麻薬・覚せい剤・大麻等薬物乱用防止、「薬と健康の週間」に関する事業

麻薬・覚せい剤禍撲滅は今や全世界的緊急課題であり、京都府が実施される諸行事に積極的に協力することは勿論、府民に麻薬・覚せい剤の恐ろしさを徹底熟知させる為、街頭啓発運動を行い、啓発資料を店頭等においても繰り返し配布し、追放運動を高めていく。

シンナー等については、厳重な注意をもって取扱っているが、他業界とも連絡を密にし、警察当局、各種関係団体等に交えて協議し根絶できるよう努める。

毎年11月、本会が全国に先駆けて実施してきた該当キャンペーン「ダメ・ゼッタイ」運動も、平成5年より国際麻薬乱用撲滅デー(6月26日)に合わせて行ってきたが、引き続き各団体とも協力し、京都府薬務課、京都市生活衛生課、京都府警本部と共に、四条河原町周辺に於いて麻薬・覚せい剤撲滅を府民に訴えていきたい。秋に実施している薬物乱用防止府民大会はこれまで通り中心となって実施していく。

(2) 医薬品適正使用普及啓発事業

京都府薬剤師会等と協調し、薬業団体連合会、京都府の行う「薬と健康の週間」行事に積極的に参加し、府民に正しい薬の使い方と健康の知識を普及啓発することに努めると共に、大衆薬の振興を図り、その正しい使い方を周知させることを通じ、府民の健康自主管理の知識を向上させるよう努める。

(3) 優良医薬品等の普及および流通の適正化事業

医薬品等の取扱いその他薬事に関する情報の収集および調査研究、書籍等の購入および学会への関係者派遣等により、情報の的確な収集と調査・研究・分析を行い、これらを登録販売者等の利用に供して、優良医薬品等の普及および医薬品による事故防止に努める。

(4) 医薬品等の販売姿勢の適正化の促進

京都府薬剤師会、京都府医薬品小売商業組合、各地区薬業会等と販売姿勢の適正化に関する意見交換を実施する等、経営安定に関する資料の収集を行い経営の改善及び安定化を図る。

(5) 献血に関する事業

エイズ、肝炎等の災禍にみられるように、今や国内に於ける純正なる血液の供給は重大なる社会問題である。本会は 30 年前より毎年集団献血を実施し、関係方面より高く評価され、平成 25 年 10 月 30 日に日本赤十字社社長近衛忠輝様より感謝状を賜った。これからも尚一層全員の努力を以って会員・家族は勿論、近隣府民の方々に呼びかけ、人々の集まりやすい JR 京都駅前で 7 月に実施し、十分な血液が確保できるよう努める。

3. 薬草園整備事業および京都府委託事業「薬草に親しむ会」開催(公益目的事業1 - 3)

(1) 薬草園整備事業および京都府委託事業「薬草に親しむ会」

当協会の池の谷薬草園は、藪光弘園長(池の谷薬品)他みなさんのご努力により栽培整備も進み、薬草・薬樹約 650 種余りとなり、年間 3 万人程の人々が訪れるようになっている。

この薬草園は、本年設立 23 年を迎えますが、比叡山麓の素晴らしいところにあり、府の推進される花と緑、歩こう運動の趣旨に沿い薬草園を使った「薬草に親しむ会」を 5 月、10 月の 2 回実施しており、京都府の委託事業として本年で 20 年目となる。また、この事業は歩くことによって健康を維持し、身近に生えている薬草を知り利用する知恵を、同志社女子大学薬学部生薬学教授小西天二先生にご指導いただき、国の保険制度に頼らない健康生活を目指している。

しかしながら、このような趣旨ではじめた「薬草園」、「薬草に親しむ会」の 20 年は、スタッフの老化もさることながら、登録販売者の店舗販売業者はかつての半分以下になり、勤務登録販売者の比重が高くっており、それに伴いボランティア整備協力者確保が難しくなってきた。そこで、この事業にも区切りをつける時がやって来たと考えており、本年度を以て、当協会としての「薬草園」はその役目を終え、その後は池の谷地蔵堂様にお任せすることとなった。「薬草に親しむ会」は、委託者京都府ならびに京都府薬務課と時間をかけて相談し、本年度事業をもって終了することとなった。

よって、最後の年の事業に相応しい「薬草に親しむ会」にするとともに、「薬草園」については、これからも多くの人々に自由に見学し楽しんでいただきながら、薬草知識を身につけてもらう場として残していただく事となった。

(2) 薬草・生薬研修会

国民の健康志向の意識向上に伴い、薬草・生薬への関心も高まっている状況に鑑み、我々登録販売者もこれに充分対応出来るよう専門学識者を招き、あるいは会員相互の研究発表といった形で、本会研修センターおよび薬草園での実地研修を行い、一層の資質向上を図りたい。

4. 全日本医薬品登録販売者協会総会・京都府医薬品登録販売者協会総会(総会事業)

平成 26 年 5 月 21 日(水) 東京都、全薬協会館に於いて開催
平成 26 年 5 月 22 日(木) キャンパスプラザ京都において開催

5. その他事業

- (1) 新年大会(平成 27 年 1 月開催予定)
- (2) 会報「京薬協新年号」の発行(年 1 回)、「会員通信」年 6 回発行
- (3) 会費の自動引落制度の推進
- (4) 賠償責任制度の加入促進(店舗販売業者および登録販売者が、僅かな掛金で加入できる安心の賠償責任保険制度)

以上